

新潟市区のあり方検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 本市の将来に向けた中長期的な区のあり方について検討するため、新潟市区のあり方検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を開催する。

(委員構成)

第2条 検討委員会は、委員16名以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

(1) 学識経験者

(2) 経済団体等の役員又は職員

(3) NPO法人等の役員又は職員

(4) 区自治協議会（新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第1条第1項に規定する区自治協議会をいう。）の委員経験者

(5) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討委員会には座長及び副座長を置き、座長は委員の互選によって定める。

2 座長は、検討委員会の進行を行う。

3 副座長は、座長が指名する。

4 副座長は座長を補佐し、座長が欠けたとき又は事故のあるときにその職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

3 会議は、原則公開とする。ただし、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第16条の規定により非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、地域・魅力創造部大都市制度・区政創造推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。